R04-14　2022年度版 農家相談の手引　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
| 第１章  農業委員と農地利用最適化推進委員の役割 | 2.農地利用の最適化とは  3.実施した活動は記録に残そう  4.担当区域の農家を戸別訪問しよう | （新　規）  ・農地利用の最適化の主な活動を説明  （新　規）  ・活動記録簿記帳の意義や記録すべき活動を説明  （新　規）  ・戸別訪問の意義や聞き取るべき内容を説明  ・「相談の心得」の項目を追加 |
| 第２章  農地と担い手を確保しよう | 農業経営基盤強化促進法等と  農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の改正  「人・農地プラン」の実質化  農地の安全な貸し借り  認定農業者・認定新規就農者 | （新　規）  ・改正法の概要と農業委員会組織が求められる役割を説明  ・「（R04-13）令和４年度版 地域農業の将来を考えてみませんか～進めよう！『人・農地プラン』の実質化　備えよう！『地域計画』～」をもとに差替・修正  ・農地の貸し借りの仕組みの項目に、「※令和５年４月１日に施行が予定されている農業経営基盤強化促進法等の改正により、２の農用地利用集積計画と３の農用地利用配分計画が統合され、農地中間管理機構が作成する『農用地利用集積等促進計画』に一本化されます。」の文言を追加  ・農地の貸し借りの仕組みの項目に、「改正法の施行日から２年を経過する日までの間（令和７年３月３１日まで）は、農用地利用集積計画を作成することが可能ですが、地域計画の策定後は、その区域について農用地利用集積計画を作成することができなくなり、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画に移行することとなります。」の文言を追加  ・「（R03-26）地域農業の担い手　認定農業者」をもとに差替・修正  ・「認定新規就農者について」の項目を追加 |
| ３章  経営を発展させよう | 農業経営の発展過程  青色申告・複式簿記  収入保険制度  家族経営協定  農業経営の継承  農業者年金  農業経営の法人化  農地等の相続税・贈与税納税猶予制度  消費税  「みどりの食料システム戦略」と主な支援措置 | 「農業経営発展過程・経営管理モデル」を追加し、農業経営の発展過程に応じた支援活動の必要性を説明  ・青色申告に「青色申告には他にもこんな特典があります」の項目を追加  ・「（R03-28）令和４年度 経営所得安定対策と米政策」をもとに差替・修正  ・全国の家族経営協定締結数のグラフを追加  ・家族経営協定を経営・暮らしに活かす手順に「協定は定期的に見直し適切な時期に更新しましょう」の項目を追加  「経営継承は、親族へ行う場合と第三者へ行う場合があります」の項目を追加  ・雇用就農資金の概要・事業実施要件を修正  ・「（R04-05）2022年度版 農業者年金加入推進用リーフレット」をもとに差替・修正  ・「農業経営発展過程・経営管理モデルから考える法人化のタイミング」の項目を追加  ・会社法人と農事組合法人の比較の注２を、「平成２４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に開始する事業年度に適用する時限措置。」に変更  ・相続税・贈与税納税猶予制度に係る特定貸付け（農業経営基盤強化促進法等による貸付けの概要に、注意書きを追加  「※令和４年度税制改正により、改正農業経営基盤強化促進法の施行日以後『農用地利用集積計画』が『農用地利用集積等促進計画』に改組されます。なお、同法施行後２年間は経過措置により従前の例も適用されます。」  ・「R02-34　農業者の消費税－届出から申告・納付まで」をもとに修正  ・「インボイス制度について」の項目を追加  （新　規）  ・「みどりの食料システム戦略」の目標、融資・税制等の支援措置を説明 |
| 第４章  支援制度を活用しよう | ④基盤整備に伴う費用負担を減らしたい  ⑤新たに農業を始めたい  ⑥新たな人材を確保したい  ⑫経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい  ⑬米・麦・大豆などを安定的に生産したい  ⑮新商品を開拓し、販路の開拓を行いたい  ⑰地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい  ⑱野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利活用を推進したい  ⑲機械や設備を取得する場合に活用できる税制について知りたい | ・無利子貸付の流れの図を追加  ・農業次世代人材投資事業（準備型、経営開始型）⇒新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金に変更  ・事業変更に伴う対象者、支援内容を更新  ・「農協等が認定新規就農者に利用させる機械装置等を取得した場合の固定資産税に係る課税標準の特例措置」の項目を追加  ・農の雇用事業⇒雇用就農資金に変更  ・雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）に「農業法人等の主な要件」の項目を追加  ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ⇒農地利用効率化等支援交付金に変更  ・畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）⇒経営所得安定対策に一本化  ・米・畑作物の収入減少影響緩和交付金のイメージを追加  ・食料産業・６次産業化交付金のうち６次産業化推進支援事業、研究開発、成果利用の促進⇒農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進支援事業）に変更  ・支援対象の取組の内容を修正  ・「対象者の要件」「交付単価」「加算措置」の項目を追加  ・対象者の要件に注意書きを追加  「（３）の事業については、都道府県が事業実施主体となります」  ・「（２）緊急捕獲活動支援事業（補助率：定額）」の項目を追加  ・「（３）都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業（補助率：定額）」の項目を追加  ・対象者の要件に注意書きを追加  「※青色申告により確定申告を行う必要があります。」 |
| 参考資料  農業委員会は地域農業発展のために頑張っています | 農業委員会の情報提供活動について | （新　規）  ・全国農業新聞・農業委員会だより・全国農業図書の概要と意義について説明 |

※）上記の他にも内容・表記の見直し、統計データの更新等を行っています。